

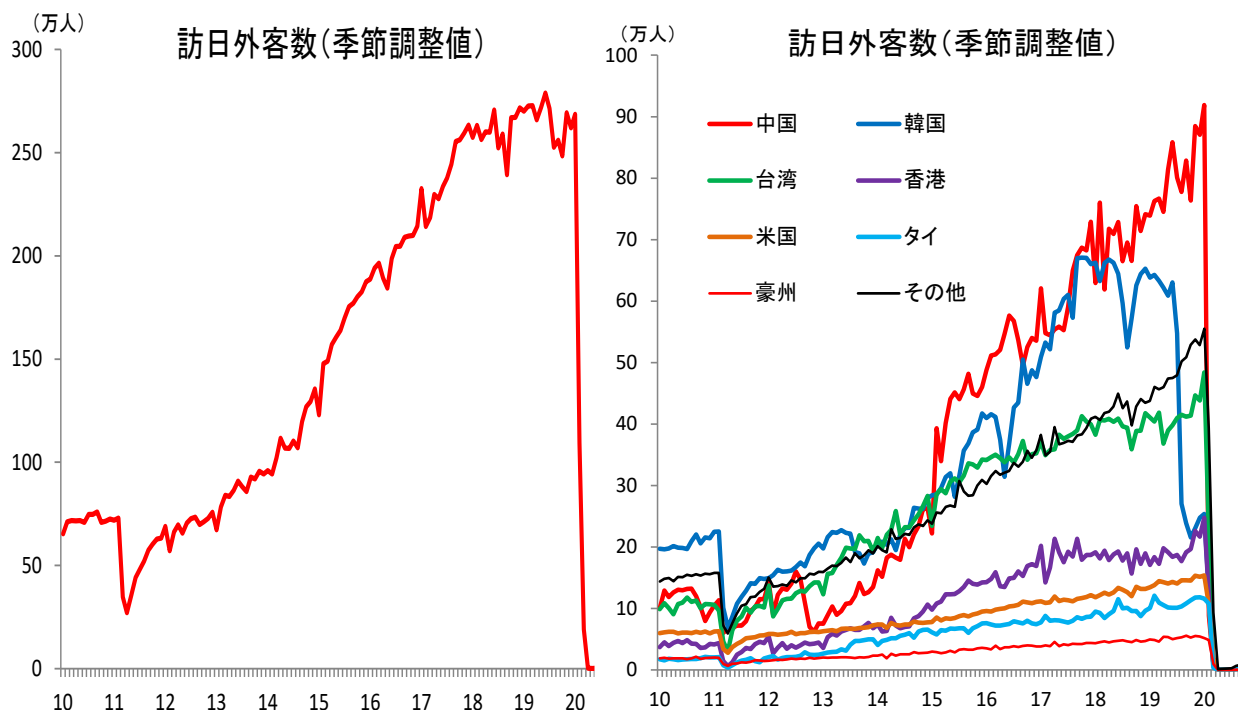
# Economic Indicators

発表日: 2020年10月21日(水)

## 訪日外客数(2020年9月)

～訪日客数は半年ぶりに1万人を超えるも、入国制限緩和の効果は極めて限定的なものにとどまる～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部  
副主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

### ○訪日客数は半年ぶりに1万人を超えるも、入国制限緩和の効果は極めて限定的なものにとどまる

10月21日に日本政府観光局(JNTO)から発表された20年9月の訪日外客数は13,700人、前年比▲99.4%となり、半年ぶりに1万人を超える結果となった。季節調整値でも前月比+81.2%と増加した。在留資格を有する外国人の入国を原則容認したこと、8つの国と地域で入国制限が一部緩和されたことを受けて、極めて緩やかな足どりながらも訪日外客数は回復傾向にはあるものの、入国制限による訪日客の蒸発状態は続いている。7月の暫定値<sup>1</sup>をみると、緊急事態宣言解除後の訪日外客数については、訪日外客数全体3,782人に対して、その他客の占める割合が82.6%(3,123人)であることが明らかになった。7月29日からタイ・ベトナムとの間でレジデンストラックの受付が開始されたが、両国からの商用客はいずれも5人にとどまっており、7月時点での影響は極めて限定的なものにとどまっているようだ。

<sup>1</sup> 推計値発表後の2か月後に公表される数値であり、観光、商用、その他といった目的別の数値が明らかになる。

## ○往来再開協議の進展により、商用客の回復が見込まれる

今後の訪日外客数の動向については、主に商用客を対象にした往来の再開が進むことで、極めて緩やかな動きながらも、回復基調に復していくとみている。7月29日にタイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始したことを皮切りに、段階的に国際的な往来の再開が続いており、月内には日中ビジネス往来についても合意が見込まれるなど、今後も商用客を中心とした回復の動きは続くだろう。中国からの商用客は商用客全体の21.2%（2019年）を占めており、実現された場合には商用客の回復の追い風となることが期待される。もっとも、訪日外客数全体の88.6%（2019年）を占める観光客については、往来再開の見通しが立っておらず、訪日外客数全体の人数の戻りとしては極めて小幅なものにとどまるだろう。

リスク要因としては感染状況の悪化が挙げられる。現在入国制限が緩和されている国と地域はいずれも北半球に属しており、これから冬を迎えるにあたって感染状況の悪化が懸念される。欧米での感染状況は再度悪化しており、こうした状況が入国制限緩和対象国にまで広がる場合には、国境を跨いだ往来の再開について慎重論が強まり、往来再開に関する時期の先送りや実施の見送りといった事態が生じうる点についても考慮しておく必要があるだろう。

### 入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始
	入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始
	ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始

（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者のためのスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者のためのスキーム。

（出所）外務省報道発表資料より第一生命経済研究所作成

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

